



宮 崎 県 公 報

平成27年10月15日（木曜日） 第 2734 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定……………（国保・援護課） 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更（ “ ” ） 1	

○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出（国保・援護課） 1	公 告
○都市計画の変更の案の縦覧（3件）……………（都市計画課） 2	公安委員会公告
○機械警備業務管理者講習の実施について…………… 3	

告 示

宮崎県告示第 624号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年10月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
メディカル薬局 新富店	児湯郡新富町大字上富田八反田下3337番 1	平成27年 9 月 1 日
ひまわり薬局	都城市志比田町4907番地 3	平成27年 9 月 1 日
ファン薬局 中川原店	延岡市中川原町 3 丁目 7 番	平成27年 7 月 1 日
訪問看護ステーションあみい	児湯郡都農町大字川北5548- 1 NK コーポ都農Ⅱ 103号	平成27年 6 月 4 日
医療法人高千穂会 とくとめクリニック	都城市上長飯町42- 1	平成27年 6 月 1 日
ニコ調剤薬局	日南市鉄肥 6 丁目 6 番 5 号	平成27年 6 月 1 日
今西歯科クリニック	都城市高崎町大牟田 7 54- 2	平成27年 6 月 1 日
中崎歯科医院	児湯郡高鍋町大字北高鍋1024- 1	平成27年 4 月 1 日
訪問看護ステーションひむか	東臼杵郡門川町加草 1541番地 1	平成27年 2 月 1 日

宮崎県告示第 625号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第

4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成27年10月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
ひかりクリニック 小林	小林市堤3136番地10
有限会社メディカルケア メディカル薬局大門店	延岡市大門町 218番地 2

2 届出事項

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
大森内科胃腸内科	ひかりクリニック小林	平成27年 8 月24日
有限会社メディカルケア ひむか薬局	有限会社メディカルケア メディカル薬局大門店	平成22年11月 1 日

宮崎県告示第 626号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成27年10月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
山崎齒科医院	都城市高城町高城 322 番地 1	平成27年 8 月31日

メディカル薬局 新富店	児湯郡新富町大字三納 代1911-1	平成27年 8 月31日
ティンパニー調剤 薬局	児湯郡新富町大字新田 字青木 472番地 1	平成27年 7 月 1 日
とくとめクリニッ ク	都城市上長飯町42号 1 番	平成27年 5 月31日
おすず調剤薬局	児湯郡高鍋町大字北高 鍋 783-3	平成27年 5 月31日
二葉薬局野尻	小林市野尻町東麓1145 番地 2	平成27年 5 月 6 日
池井歯科医院	小林市真方82番地	平成27年 3 月31日
中崎歯科医院	児湯郡高鍋町大字北高 鍋1024番地 1	平成27年 3 月31日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成27年10月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及び名称

日南、南郷、串間都市計画道路 1・5・1号 日南串間線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

日南市大字東弁分乙 字中村、字畑中、字小永田の各一部
大字益安 字小路、字中嶋、字銚免、字松元、
字花ノ木、字一町田、字藪下の各一部

大字殿所 字鼻操の一部
大字平野 字下扇形、字川津留、字松原、
字平城、字河原、字瀬脇、字古川、
字中津留、字石元、字大谷西、
字下尾山、字岩山、字上尾山の各一部

大字上平野 上平野二丁目の一部
大字西弁分 字ハツ頭、字唐谷、字平谷の各一部
大字隈谷甲 字桜ヶ峠、字江良ヶ迫、字宮ノ脇、
字中嶋、字西浦、字上床の各一部
大字下方 字小森坂、字方ノ口、字堤内、
字綿地法之瀬、字綿地、字修理田、
字犬山、字元町、字堀切ノ上、
字弓場ノ元、字持溝の各一部

日南市南郷町

大字中村乙 字金竹谷、字岩迫、字西ノ下、
字宮田、字高免、字葛廻、字耆町田
、字山崎、字光蔵寺、字四反田、
字長寿庵、字文政の各一部

大字谷之口 字河原田、字久保田、字堀川、
字星ヶ嶺、字五反田、字岩ヶ下、

字石坂、字永迫、字猫森、字猫森上
、字西之原、字七曲迫、字百合之元
、字堀川口、字出和田、字出和田口
、字毛戸ノ元、字牛形上、字中野の
各一部

大字榎原

字山田丙、字前山丙、字前原丙、
字池之穴丙、字白田ヶ野丙、
字二本松丙、字囲下丙、字水ヶ谷丙
の各一部

大字潟上

字落シ、字上掛戸、字柳谷、字大山
、字中掛戸、字近巡、字鍛冶ヶ迫、
字上坂、字堂面、字入尾、字宮田、
字通山、字荒田、字桜ヶ谷、字管迫
、字上坂谷の各一部

串間市大字秋山

字焼山、字梶本、字倉掛、字前田、
字京塚原、字清水元、字上之原、
字正林元、字徳間谷、字諏訪、
字阿弥陀田の各一部

大字串間

字鶴之上、字植松、字高大塚、
字狩集、字上ノ原、字林際、字中鶴
、字馬卸の各一部

大字西方

字馬卸、字坂之上、字羽山迫、
字二田里、字蓬ヶ野、字田畑、
字脇ノ田、字石原谷、字歳ノ神、
字宮園、字下田口、字中手町、
字薬師堂、字梶山、字師堂庵、
字迎園、字養崎、字船山、字上木代
、字木代、字坊村、字大池、
字法師ヶ峯の各一部

大字高松

字長浜、字大坪、字十郎入道、
字山田、字前田、字石原、
字烏帽子島、字八反田、字西谷、
字簾の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日南土木事務所
宮崎県串間土木事務所、日南市建設課
串間市東九州道・中心市街地対策課

(2) 期間

平成27年10月15日から平成27年10月29日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成27年10月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及び名称

串間都市計画道路 3・5・4号 駅前通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

串間市大字西方字串野、字唐人町、字福留、字大内田、字薬

師堂、字中手町の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県串間土木事務所及び串間市都市建設課

(2) 期間

平成27年10月15日から平成27年10月29日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成27年10月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及び名称

南郷都市計画道路 3・6・6号 栄之森高免通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

日南市南郷町大字中村乙 字高免、字壺町田、字葛廻、字宮田、字待寄、字村下 の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日南土木事務所及び日南市建設課

(2) 期間

平成27年10月15日から平成27年10月29日まで

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第28号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第42条第2項に規定する機械警備業務管理者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成27年10月15日

宮崎県公安委員会委員長 山崎殖章

1 講習の実施日及び定員

講習種別	講習の実施日	定員
機械警備業務管理者講習	平成28年1月19日(火)から1月22日(金)まで	15人

2 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
宮崎県技能検定センター(旧名称宮崎地域職業訓練センター)
電話0985-58-1570

3 講習の実施要領

- (1) 講習は、一般社団法人宮崎県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習の最後に、修了考査(5枝択一式40問、100分)を実施し、80パーセント以上の成績者を合格者とし、合格者に講習修了証明書を交付する。

修了考査不合格者に対する再考査は行わない。

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署

(2) 提出期間及び時間

講習種別	提出日時
機械警備業務管理者講習	平成27年12月7日(月)から12月18日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。

郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類

受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)1通

5 手数料

4の受講申込の際、38,000円に相当する額の宮崎県収入証紙を納入すること。

手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会(電話代表0985-28-0518)に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話代表0985-31-0110)に行うこと。

--	--